

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党佐賀県北部地区委員会から令和 2 年 7 月 20 日に訂正の報告があったので、平成 29 年 11 月 30 日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成 28 年分）の一部を次のとおり訂正する。

令和 2 年 9 月 15 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

総括表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「4,868,000」を「4,554,154」に、

「

5,901,707	
-----------	--

」を「

5,901,707	313,846
-----------	---------

」に改める。

1. 寄付の内訳の表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「610,000」を「296,154」に改める。

5. その他の収入の内訳（1 件 10 万円以上のもの）の表中

「

自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	党費	166,400
中村てつじ会	事務所保証金の返金	100,000

」を

「

自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	党費	166,400
日本共産党佐賀県北部地区委員会	会議室使用料	275,000
中村てつじ会	事務所保証金の返金	100,000

」に改める。